



鹿沼市こども計画【概要版】

計画策定の背景・目的

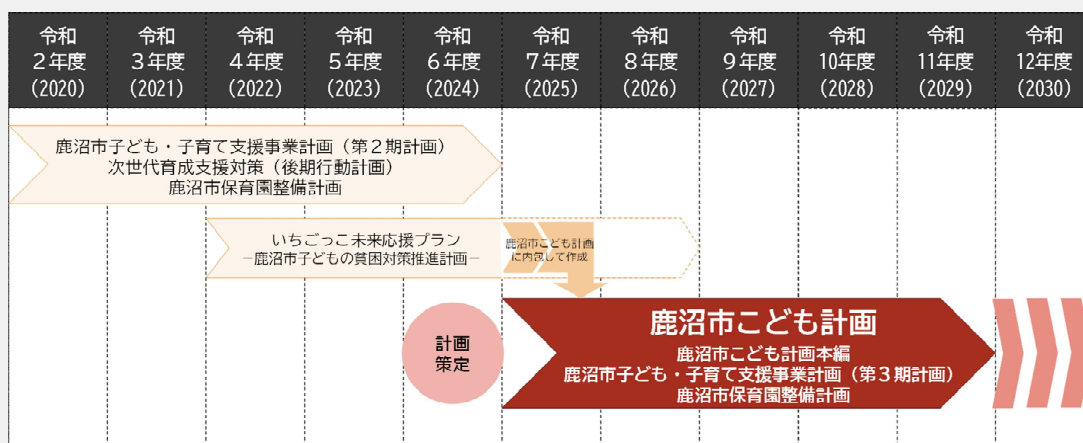
我が国では、急速な少子高齢化の進行により、人口減少や地方の衰退が現実の問題となっています。生活様式の多様化や女性の社会進出に伴い、子育て環境も変化しています。平成27年には「子ども・子育て支援新制度」が始まり、令和5年4月には「こども家庭庁」が設立され、新たな少子化対策が推進されました。同年12月には「こども大綱」が定められ、全ての子供が健やかに成長し、幸せな生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現を目指しています。

令和5年4月1日に施行されたこども基本法第10条において、市町村は、国が策定するこども大綱と都道府県が策定する都道府県こども計画を勘案して、こども計画を策定するよう努力義務が課せられました。また、こども計画は、市町村子ども・子育て支援事業計画など、既存の各法令に基づく市町村計画と一体のものとして策定できるとされています。

本市では、「第2期鹿沼市子ども・子育て支援事業計画」が令和6年度末をもって終期を迎えることから、この機会を捉えて、令和7年度を始期とする子ども・子育て支援事業計画などを一体化し、全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会の実現に向けて「鹿沼市こども計画」の策定に取り組むものです。

計画の期間

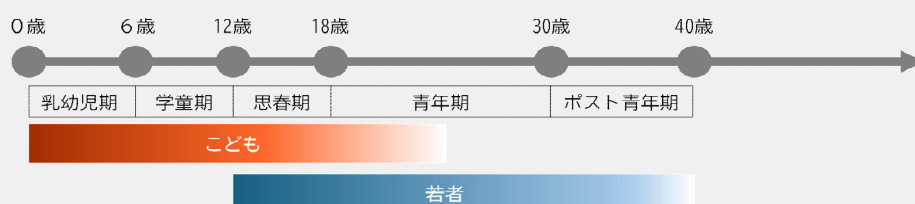
本計画の期間は、令和7年度を初年度とする5か年計画とします。なお、子ども・子育て支援の環境状況の変化に対応するため、必要に応じて計画の見直しを行うこととします。



計画の対象年齢

本計画は、こども・若者がそれぞれのライフステージ、それぞれの状況下において、社会で幸せに暮らしていけるように支えていくことを目指すものであり、こども・若者への支援が特定の年齢によって途切れることがないようにするため、特定の年齢にある者と定めるのではなく、「心身の発達の過程にある者」と定めます。

【こども、若者の年代イメージ】

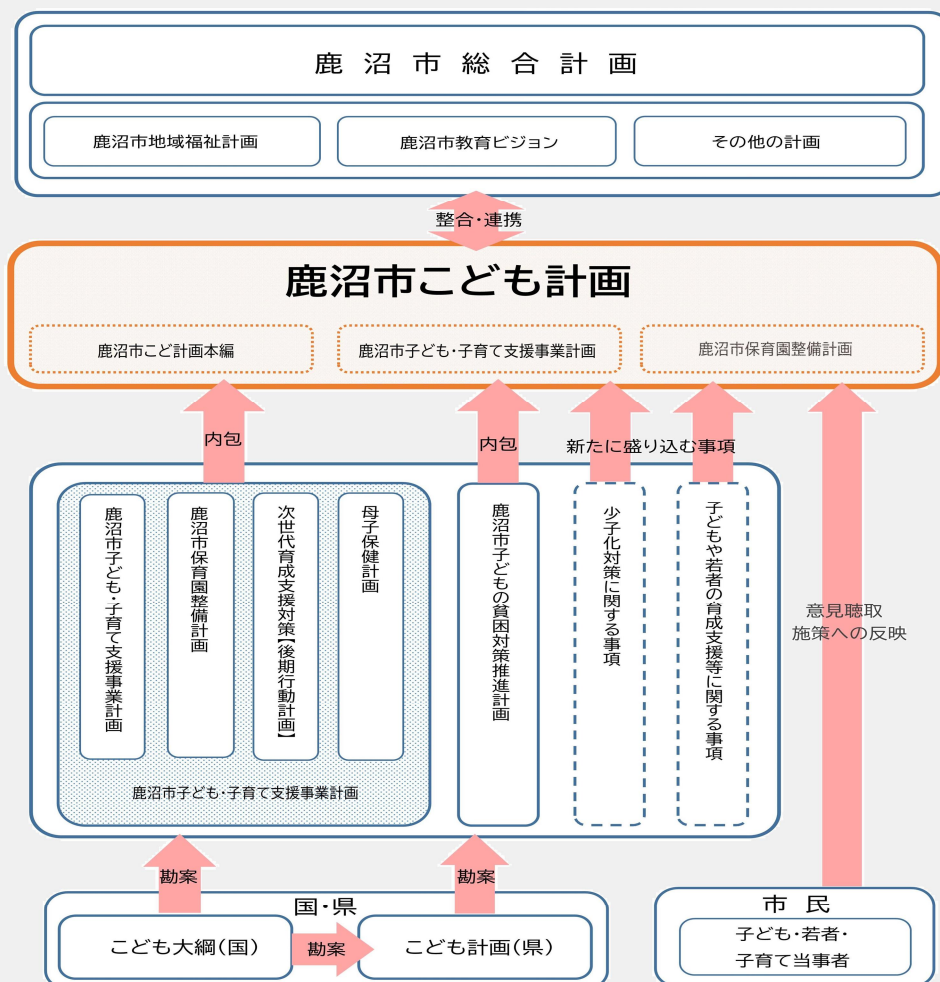


計画の位置づけ

本計画は、こども基本法第10条第2項の規定に基づき策定する「市町村こども計画」であり、国のこども大綱及び栃木県こども計画(栃木県こどもまんなか推進プラン)を勘案して本市でのこども施策について定めるものです。

本市の計画については、同条第5項の規定に基づき、「鹿沼市子ども・子育て支援事業計画」、「鹿沼市保育園整備計画」、「鹿沼市子どもの貧困対策推進計画」を包含した一体的な計画として策定します。

また、計画の策定に当たっては、本市の最上位計画である「鹿沼市総合計画」をはじめ、「鹿沼市地域福祉計画」、「鹿沼市教育ビジョン」などの関連計画との整合性・連携を図りました。



持続可能な開発目標(SDGs)との関係

SDGsとは、平成27(2015)年9月の国連サミットで採択された国際社会全体の開発目標です。日本としても、また地方自治体においても積極的な推進に取り組んでいます。

本市においては、第8次鹿沼市総合計画にのっとりまちづくりを進めることで、SDGsの達成に寄与していくこととしており、本計画においても、その理念に基づき、各施策・事業を進めます。

■ 本計画に関係する主なSDGsの目標 ■



計画の基本理念

国の「こども大綱」、栃木県の「こどもまんなか推進プラン」等を踏まえ、すべてのこどもが誰ひとり取り残されることなく健やかに成長し、将来にわたって幸せな生活を送ることができる地域社会を目指し、以下の基本理念を定めます。

～ 基本理念 ～

笑顔でキラリ輝く「いちごっこ」が健やかに育つまち かぬま

計画の基本方針

基本理念の実現に向け、施策の対象となる 3 つの視点を踏まえ、基本方針を掲げ計画を推進するものとします。

- ①こども・若者の視点 …………… こども・若者が、心身ともに健やかに成長できる取組を推進
- ②子育て当事者・家庭の視点 ……… 子育て当事者・家庭へ、ライフステージを通じた切れ目ない支援を提供
- ③地域社会の視点 …………… 地域社会で、安心してこどもを産み育てることができる環境づくり

計画の基本的方向

「こども・若者」、「子育て当事者・家庭」、「地域社会」の 3 つの視点から、次の 7 つの施策の方向に基づき取り組みます。

こども・若者

- 施策の方向① こども・若者の心身の健やかな成長に資する環境の整備
- 施策の方向② 若者の将来の希望を叶える取組
- 施策の方向③ 困難を抱えるこども・若者への支援

子育て当事者・家庭

- 施策の方向④ 子育ての支援
- 施策の方向⑤ 困難を抱える家庭への支援

地 域 社 会

- 施策の方向⑥ 子育てを支援する生活環境の整備
- 施策の方向⑦ 地域全体でのこどもの成長、子育ての支援促進

施策の体系

基本理念

施策の対象

施策の方向

具体的な施策

笑顔でキラリ輝く「いちごっこ」が健やかに育つまち かぬま

1 こども・若者

①こども・若者の心身の健やかな成長に資する環境の整備

1. 次代の親の育成
2. こどもの生きる力の育成に向けた学校のエデュケーション等の整備
3. 心身の健やかな成長・発達のための保健・医療対策
4. 健やかな成長を支える体験や居場所の提供促進

②若者の将来の希望を叶える取組

1. 若者にとって魅力ある地域づくり
2. 結婚を希望する方への支援・結婚に伴う新生活への支援
3. こども・若者の社会参画や意見表明の機会創出

③困難を抱えるこども・若者への支援

1. 児童虐待防止対策の充実
2. 支援が必要なこどもへの施策の充実
3. こどもの貧困対策の推進
4. ヤングケアラー支援の推進

2 子育て当事者・家庭

④子育ての支援

1. 妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援体制等の充実
2. 子育て支援サービスの充実
3. 保育サービスの充実

⑤困難を抱える家庭への支援

1. ひとり親家庭の子育て支援
2. 子育て家庭への経済的支援

3 地域社会

⑥子育てを支援する生活環境の整備

1. 良質な居住環境の確保
2. 安心して外出できる環境の整備
3. こどもたちの安全の確保

⑦地域全体でのこどもの成長、子育ての支援促進

1. 職業生活と家庭生活との両立の推進
2. 地域や人とつながるこどもの成長、子育ての支援



鹿沼市こども計画(概要版)

発行年月 令和7年3月
 発行者 鹿沼市こども未来部子育て支援課
 住所 〒322-8601
 栃木県鹿沼市今宮町 1688-1
 TEL 0289-63-2160 FAX 0289-63-2119

鹿沼市こども計画

